

福 議 委 号
平成30年12月7日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

福島町議会定例会9月会議（平成30年9月19日）において決定した、休
会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記の
とおり報告する。

記

調査事件	4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について（その他所管に関する事項について）	5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）について（その他所管に関する事項について）	6 町内会館等管理方針の見直しについて（その他所管に関する事項について）
調査期間	平成30年12月3日（1日間）		
出席委員	委員長 川 村 明 雄 副委員長 木 村 隆 委員 佐 藤 孝 男 委員 平 野 隆 雄 委員 溝 部 幸 基		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 教育長 前田 勝広 教育委員会事務局長 鎌田 一志 教育委員会事務局次長 西田 真弓 生涯学習係長 阿部 孝憲	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 総務課長 工藤 泰 総務課参事 小鹿 一彦 総務課長補佐 福原 貴之	町 長 鳴海 清春 副町長 高木 壽 総務課長 工藤 泰 総務課参事 小鹿 一彦 総務課長補佐 福原 貴之
議会事務局職員	事務局次長 鍋 谷 浩 行 主 査 谷 藤 悟		

[委員会意見]

調査事件 4 福島町社会体育施設に係る指定管理者制度の導入について (その他所管に関する事項について)

(平成 30 年 12 月 3 日調査)

町では、地方自治法の改正により、平成 27 年度から「公共施設」への指定管理者制度導入を進めており、これまで「温泉健康保養センター」「製氷貯氷施設」について管理運営を指定管理者に委ねている。

教育委員会では、平成 30 年度教育行政執行方針に、社会体育施設（総合体育館、町民プール、ファミリースポーツ公園）の指定管理者制度導入を示しており、導入に向けた方針等について資料が示されたことから、内容を調査・確認したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 社会体育施設への指定管理者制度の導入について

今回示された資料の内容では、指定管理者制度を導入するにあたっての方向性や教育委員会が想定している導入することで得られるメリット等について疑問な点が多い。

また、受け皿となる地元の民間企業において社会体育施設の指定管理に必要な人材の確保についても現状難しいものがあり、このまま社会体育施設に指定管理者制度を導入することには無理があると思慮する。

資料では指定管理者制度導入を平成 32 年度としていることから、教育委員会においては資料内容の精査を行い、改めて精度の高い資料を提出するよう求める。

なお、資料の精査に当たっては以下の点について留意されたい。

①参考とする導入事例の調査について

今回の指定管理者制度導入を検討するにあたって参考としている北斗市については、運営規模や業務内容が当町とかけ離れており参考とはならないと思慮する。参考とすべきは当町の実情に近い自治体の導入事例であり、近隣市町に拘らず広く全道・全国の事例を調査するよう指摘する。

②指定管理委託経費の積算について

教育委員会が示している指定管理に係る経費について、3つの施設をまとめて同一の指定管理者に委託するとしているにも関わらず、現状の執行予算額を単純に計上していることや、経理・スポーツ推進事業担当者の勤務体制を低く見るなど不合理な点がある。

指定管理者制度を導入するメリットの一つとして複数の施設を一括して

委託することで経費の節減が図られることが考えられることから、経費の積算に当たっては合理性をもって精度の高い積算となるよう指摘する。

③指定管理者制度導入の検討について

メリット・デメリットを判断するうえで、現在の教育委員会体制の課題・問題点をしっかり検証しなければ、担当職員の「業務量削減、負担軽減」のみの策となり、生涯学習事業全体の衰退を加速させることになると懸念するので、再度検討・整理されるよう指摘する。

2. 総括意見

本委員会としては、上記で指摘したように今回提出された資料の内容による指定管理者制度の導入は困難と考えることから、教育委員会に対し再度資料の提出を求め、改めて調査を行うものとする。

[委員会意見]

調査事件 5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34） について（その他所管に関する事項について）

（平成30年12月3日調査）

町が人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため、平成8年度から策定している職員定数管理適正化計画の第4次計画の前期計画が今年度で終了するため、町より平成31年度から34年度までの後期計画を策定するに当たっての考え方等の資料が示されたことから、内容を調査・確認したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 職員定員管理適正化計画後期計画の考え方について

今回示された今後4年間の職員定員管理適正化計画の方向性については概ね理解するが、次の点について検討されたい。

①社会人枠の採用について

社会人枠の採用にあたっては、単年で行うのではなく一定年数の間継続し、町が求める人材の要件を明確に示しながら、広くインターネット（転職サイト）や関係団体（北海道福島会等）を活用するなど、人材発掘にあたって地元出身者も含めた情報発信をし、従来の手法にこだわることなく行う必要があると考える。

採用試験の内容についても、従来の方法にこだわらず、人となりを見極める方法（グループディスカッション等）の導入を検討すべきと思慮する。

②再任用職員の活用について

再任用職員の数が平成33年度には最大12人見込まれている。

資料にも柔軟な対応を検討していくとあるが、中核を担う職員が不足している状況であり、これまで職員として豊富な経験を積んできた人材を有効に活用するためにも、再任用職員のモチベーションを高める給料体系の見直しや、制度終了後も長く働いてもらえるような方策を、職員構成を勘案しながら検討されたい。

[委員会意見]

調査事件 6 町内会館等管理方針の見直しについて (その他所管に関する事項について)

(平成 30 年 12 月 3 日調査)

町より、町内会館の再編計画に基づいて進めている町内会館の統廃合整備に合わせて、それぞれ異なる条例により管理されている町内会館等について管理条例等の整理を行い、各町内会の費用負担等の均衡を図るため町内会館等管理方針の見直しに関する資料が示されたことから、内容を確認・調査したものであり、調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目及び意見】

1. 管理方針の見直しについて

町が示した町内会館等管理方針の見直しの方向性については概ね理解する。

今後、資料で示された内容で管理条例の統廃合整理を進めるに当たっては、既存施設の利用料等との整合性を図りながら進められたい。

なお、整備中の施設（宮歌・豊浜地区町内会館）の供用が年度内に予定されており、それまでに管理条例等の関係条例の整理と関係予算の補正が見込まれることから、新たに整理される条例等の調査が必要と判断し、当該事件については継続調査とする。